

指定都市市長会 地域主権推進部会の 運営等について(案)

1 地域主権戦略大綱等に基づく検討対象事項

- 1 国の出先機関に係る事務事業、事務権限、人員等（移譲等の考え方の整理）
- 2 一括交付金その他の税財政制度
- 3 地域主権改革における事務権限の移譲や義務付け等の見直し ※

※事務権限の移譲や義務付けの見直し等については、「地域主権改革」と「大都市制度創設」とでは段階が異なることから、「地域主権推進部会」及び「大都市制度検討部会」のそれぞれで段階に応じた議論と整理が基本的には必要であるが、状況に応じて部会間の調整も必要となる場合があると考えられる。

的確な内容を適切な時期に、
効果的に国等へ提案

今後予定されている主な国の動き

- ・地域主権推進一括法案(第2次)
- ・(仮称)アクション・プラン(国の出先機関関係)
- ・地方自治法改正法案 など

2 今後の部会活動スケジュール

